平成２９年（フ）第２６号
北九州市八幡西区友田３丁目３番22―202号
債務者　山下　涼佑
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３０号
北九州市若松区上原町２番21号
債務者　上野　友江
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８号
兵庫県美方郡香美町村岡区大笹1149番地
債務者　西村　信雄
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第３８４号
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1585番地、前住所堺市東区日置荘西町７丁15番25号
債務者　尾鼻　賢哉
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩橋　幸誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１４号
大阪府箕面市半町３丁目３番22号、住民票上の住所大阪府豊中市北桜塚２丁目１番７号
債務者　**中西**　　明（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　良洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１号
兵庫県丹波市柏原町柏原2580番地13
債務者　細見デンタルラボラトリーこと　細見　賢二
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本佳世子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第９７号
新潟県岩船郡関川村大字下関47番地２
債務者　高橋　敏明
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２７４号
大分県別府市汐見町３番27号　丸三ビル２―401号
債務者　神吉　章史
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永澤　史貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１４号
大分県由布市挾間町挾間525番地３棟
債務者　浦田　　聡
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須賀　陽二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７９号
滋賀県近江八幡市武佐町433番地、住民票上の住所滋賀県近江八幡市堀上町320番地64
債務者　井上　達也
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森野　有香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月29日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４号
広島県庄原市東城町川東1078番地
債務者　羽場　正和
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９３号
茨城県取手市白山２丁目10番11号、前住所茨城県取手市井野台１丁目11番36―502号
債務者　山野井　隆
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
茨城県守谷市大柏504番地
債務者　古谷　純子（旧姓葉多野）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２号
群馬県館林市羽附町1733番地の11
債務者　毛塚　幸子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５号
群馬県太田市管塩町95番地２
債務者　小林　悠人
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２０１４号
愛知県半田市宮本町４丁目15番地　宮本住宅４棟101号
債務者　淺沼　房江
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３号
名古屋市中村区名駅３丁目６番25号　コアレジデンス1302号
債務者　西　圭士朗
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部